

# 淀川管内河川保全利用委員会

委員会ニュース

## 木津川下流河川保全利用委員会

2024年12月発行

No. 94



木津川河川敷運動広場（久御山町）  
京都府木津川運動広場（京都府）（令和6年4月）

### “川らしい”利用とは？

みなさんは川を利用していますか？ そして、どのように利用していますか？

野球やサッカーなどのグラウンド利用、散策やジョギングをするための公園利用、バーベキューなどのレクリエーション利用などといった利用の形態が多いのではないのでしょうか。では、「川らしい利用」という言葉をきいてどんなことを思い浮かべますか？ 川に入っの魚とり・魚釣りや水泳といった川遊び、昆虫・植物採集、バードウォッチング、自然観察などが頭に浮かぶのではないのでしょうか。

現在、グラウンドやレクリエーションの場として川を利用されている方々が比較的多いのではないかと思います。このような利用のしかたがまったく悪いというわけではありません。しかし、こうした利用のしかたは川でなくとも“場所さえあればできるもの”です。利用場所が川でありながら、川やその周辺に広がる自然とのつながりのない利用では、すこし残念な気がしませんか？

川は、水の流れによって様々な地形をつくり出し、その地形によって水の流れ方もまた変化していきます。川は本来、こうした変化に富んだ場所であり、そこには様々な生きものたちがくらしています。川のもつ自然環境の大切さを理解し、川や自然とのつながりを意識し、自然と共生していく姿勢をもって川を利用することこそが“川らしい利用”なのです。

会議の協議・決定事項につきましては、Web サイトにて当日配布した資料と合わせてご紹介しています。

詳細は、Web サイトをご覧ください。

淀川管内 河川保全利用

検索

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/comit/hozen-iin/index.html>

## 委員会開催報告

令和6年度 木津川下流河川保全利用委員会を開催しました。

開催日：令和6年9月27日（金）



委員会の様子



審議対象案件 位置図

### ■ 審議対象案件

今年度の審議対象案件は次のとおりです。

審議対象案件 一覧表

| 番号 | 名称             | 占有者  | 占有面積 (㎡)  | 主な施設                              | 占有の位置  | ランク | 備考 |
|----|----------------|------|-----------|-----------------------------------|--------|-----|----|
| 31 | 城陽市立木津川河川敷運動広場 | 城陽市  | 36,465.68 | バックネット、テニス支柱、備品庫、移動式便所            | 堤外地    | A   |    |
| 33 | 木津川河川敷運動広場     | 久御山町 | 40,150.38 | 可搬式便所、サッカーゴール、バックネット等             | 堤外地    | A   |    |
| 34 | 川口市民公園         | 八幡市  | 26,649.86 | 便所、事務所、物置、ベンチ、看板、バックネット、サッカーゴール 等 | 堤防・堤外地 | A   |    |
| 35 | 京都府木津川運動広場     | 京都府  | 14,668.68 | バックネット                            | 堤外地    | A   |    |
| 36 | 田辺木津川運動公園      | 京田辺市 | 27,007.39 | 移動式便所、バックネット、サッカーゴール、器具庫          | 堤外地    | A   |    |

※Aランク: 次回更新時に委員会で検討が必要。河川環境の保全や地域社会への影響等を踏まえ、利用に十分な配慮が必要な施設。

Bランク: 今後の委員会で、AまたはCランクに決定する施設。

Cランク: 河川環境の保全上、問題のない利用と考えられる施設。

### ■ 現地視察

10:00~12:40 委員会開催にあたり、審議対象案件を視察しました。



No. 34 川口市民公園（八幡市）



No. 31 城陽市立木津川河川敷運動広場（城陽市）



## 委員会開催報告

日 時：令和6年9月27日（金） 13時30分～15時00分

場 所：京田辺市商工会館（京田辺市）

参加者数：委員4名、占用者9名、一般傍聴者1名

河川管理者3名、事務局3名

出席者

（敬称略）

|      | 委員名                      | 所属・役職                       | 備考   | 出欠       |
|------|--------------------------|-----------------------------|------|----------|
| 委員   | 村上 興正                    | 元 京都大学<br>理学研究科 講師          | 委員長  | 出席       |
|      | 宗田 好史                    | 関西国際大学<br>国際コミュニケーション学部 教授  | 副委員長 | 出席       |
|      | 久保田 洋一                   | (株)関西総合研究所<br>研究フェロー        |      | 出席       |
|      | 辻本 哲郎                    | 名古屋大学 名誉教授                  |      | 欠席       |
|      | 坂東 美紀                    | 公益財団法人<br>京都府スポーツ協会<br>事務局長 |      | 代理<br>出席 |
| 行政委員 | 京都府総合政策環境部<br>自然環境保全課 課長 |                             |      | 欠席       |
|      | 京都府教育庁指導部<br>社会教育課 課長    |                             |      | 欠席       |

### ■ 議事内容

- 1) これまでの会議の報告
  - (1) 令和6年度 連絡調整会議の報告
  - (2) 令和6年度 占用者説明会の報告
- 2) 令和6年度 審議対象案件の審議
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) とりまとめ、その他

### ■ 河川保全利用委員会の意見

審議対象案件への意見は次のとおりです。

#### No. 31 城陽市立木津川河川敷運動広場（城陽市）

- ・資料を見ると環境学習に積極的に取り組まれているのが良い。
- ・自然観察会、クリーン作戦など、大変良い取り組みなので継続されたい。教育系の関係部局などと定期的に協議を重ねて対応されたい。貴重種を確認したということなので、場所の特定などに気をつけながら、広くアピールされるとよい。
- ・貴重種と利用者増、バランスを考えて対応されることも検討されたい。
- ・木津川の本川は砂河川特有の良好な河原が広がっている。占用地から河原へ接続するようなルートがあるとよいのだが、現状では水辺に降りていくのは推奨されていないのが残念である。
- ・木津川の特性である砂河川の河原を生かした利活用があってもよいのではないか。
- ・いかにして水辺で遊ぶかをもう少し考えていただきたい。
- ・ランク A を継続、占用期間は3年とする。



#### No. 36 田辺木津川運動公園（京田辺市）

- ・他と違い裸地が多いのが気になった。利用頻度が多いのかもしれないが、他のグラウンドの刈り残しなども参考にされるとよい。
- ・説明があったのでクリーン作戦などの取り組みがわかったが、添付資料がないので今後は対応されたい。
- ・全国的に裸地が徐々に草地に変わっていているようだ。少しずつでも変えていく時期かもしれない。冠水時に土砂の流失を抑える効果も期待できる。
- ・スポーツ利用もサッカー、野球などから多様化してくることが考えられる。
- ・できることから、実行可能性を考えながら対応されたい。
- ・ランク A を継続、占用期間を3年とする。



## No. 34 川口市民公園（八幡市）

- ・緑のグラウンドは土に比べて快適そうに見えた。
- ・河川敷の野球場は「草野球」がよいと改めて思った。
- ・看板に対する指摘に対して対応されておらず、来年度検討、という回答では弱いのではないかと。
- ・子どもを対象とした勉強会も最近は行われていないように見受けられるので関係部局と協働で対応されたい。
- ・冠水後の復旧状況などの対応について、ほかの占用地の記載を参考に詳しく記載されると理解しやすい。
- ・看板について、ピックアップされている種の選び方は重要。その地域に特徴的な種、希少種よりも比較的良好な目につく種を選ぶとよい。
- ・例えばアレチウリが問題になっていればそれを紹介し、問題点などがその場でわかるような内容になっているとよい。アピールしたい点をわかりやすくしたほうが良い。
- ・問題となっている外来種があるならそれを紹介するのもよい。対策のイベントなどに結び付けられると、なおわかりやすい。
- ・土砂の搬入の件、過去には対岸の住民などが安全度の心配をして意見してきたこともあった。委員会としては災害が起きないことを第一に考えなければならない。
- ・自然災害が頻発している昨今の状況も踏まえ、住民の安全を確保することは重要である。
- ・草が広いのはよいが、バッタがもう少し多くいてもよいと感じたが案外少なかった。草の刈り残しを検討された。今日見たほかの場所の刈り残しはかなり効果があったように見受けられた。
- ・多目的広場としては良く管理されていてよかった。
- ・ランクAを継続、占有期間を3年とする。


 No. 33 木津川河川敷運動広場（久御山町）  
 No. 35 京都府木津川運動広場（京都府）

- ・バッタがとてとたくさんいた。子どもが安全に遊ぶことができる、面白い場だと思う。
- ・草張りのグラウンドは冠水時にも流水に耐えられるので評価したい。
- ・生物の生息場、防災の場など川が有するプラス面も積極的に紹介してほしい。
- ・資料にもいろいろ書いてあるがスポーツ目的の利用者に「川を利用していること」を再認識してもらうような取り組みも大事である。
- ・イベントに参加した人の感想などがわかるとよい。効果として評価できる。
- ・「この先危険」の看板の先の杭が老朽化していたので補修してほしい。
- ・昨今の自然災害の頻発もあり「川は危険」というイメージが強くなってしまっている。日常的に人々に利用されていることもアピールしていきたい。人々の生活と密接なつながりがあるのに切り離されていくように感じる。
- ・もともと、グラウンド利用を減らそうという方向だったが、最近は川とのつながりを日常的に保ってもらうことが重要だという方向にも変わってきている。
- ・2施設併せて、ランクAを継続、占有期間を3年とする。



## 淀川管内河川保全利用委員会へのご意見

淀川管内河川保全利用委員会の事務局では、ホームページ（表紙アドレス参照）において開催された配布資料、審議内容を公開しています。この内容につきましてご意見いただける方は、ホームページの「ご意見受付」ページをごらんください。

右の二次元バーコードを読み取ると、「ご意見受付」ページにアクセスできます。

編集・発行 淀川管内河川保全利用委員会  
委員会ニュース

木津川下流河川保全利用委員会  
2024年12月発行  
No. 94

連絡先

国土交通省 近畿地方整備局  
淀川河川事務所 占有調整課  
〒573-1191  
大阪府枚方市新町2丁目2番10号  
TEL 072-843-2861  
FAX 072-841-3443

ご意見受付

